

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	姥ヶ山西地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	<b>建築してはならない建築物</b> (1) 法別表第2(い)項第1号から第4号までに掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2(に)項第4号及び第5号に掲げるもの (4) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの (5) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの (6) 法別表第2(り)項第2号に掲げるもの (7) 畜舎 (8) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	<b>建築してはならない建築物</b> (1) 法別表第2(い)項第4号に掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2(に)項第4号及び第5号に掲げるもの (4) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの (5) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの (6) 畜舎	<b>建築してはならない建築物</b> (1) 法別表第2(い)項第4号に掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2(に)項第3号から第5号までに掲げるもの (4) 畜舎
建築物の敷地面積の最低限度	—	200 m <sup>2</sup>	
壁面の位置の制限	道路境界線からは1.5m。 ただし、都市計画道路鳥屋野潟南部東西線及び弁天線に面する場合は、都市計画道路境界線から1.5mとする。		
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(※1)		

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。